

# 平成21年塩尻市議会6月定例会

## 経済建設委員会会議録

**日 時** 平成21年6月11日(木) 午前10時00分  
**場 所** 第一委員会室  
**審査事項** 議案第7号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費1目商工総務費のうち商工総務事務諸経費を除く)、8款土木費  
議案第8号 高校北通線橋梁上部工事請負契約の締結について  
請願6月第2号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択を要請する請願  
陳情6月第1号 最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情

### 出席委員

委員長	今井 英雄 君	副委員長	牧野 直樹 君
委員	永井 泰仁 君	委員	中原 巳年男 君
委員	五味 東條 君	委員	丸山 寿子 君
委員	柴田 博 君	委員	中原 輝明 君

### 欠席委員

なし

### 説明のために出席した議員

請願紹介議員 古畑 秀夫 君

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会事務局職員

庶務係長 小澤 真由美 君 主事 大村 一 君

午前10時00分 開会

**委員長** 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成21年6月定例議会経済建設委員会を開催いたします。私、今回委員長になりましたが、大変不慣れであります。皆さんの御協力を得ながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日の委員会は、委員全員出席しております。審査に入る前に、理事者からごあいさつがあればお願ひします。

## 理事者あいさつ

**収入役** おはようございます。先だつての臨時会以降、初めての本会議で、委員の皆さま、経済建設委員会、2年間、大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

さて、今議会には、昨日の本会議に引き続きまして、経済建設委員会を開催いただきましてありがとうございます。上程してあります案件につきましては、きのう追加をいたしました請負契約の締結ほか、補正予算の案件であります。十分御審議をいただきまして、原案をお認めいただきますようお願いを申しあげまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

**委員長** 当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。それでは、本日の日程を副委員長から申し上げます。

**副委員長** おはようございます。本日は、初めての経済建設委員会ということで、懇親会の計画をしております。本日、午後5時45分からあさひ館で行いますので、御出席のほうをよろしくお願いいたします。

**委員長** 当委員会の審査は、経済事業部、建設事業部の順に行いますが、予算案件のように各部にまたがる議案につきましては、2つ目の部まで質疑までを行い、最後の部の質疑が終了した時点で一括して討論及び採決を行います。以上、よろしくお願いいたします。

それでは、審査に入ります前に、今回、委員が交代しましたので、職員の自己紹介をお願いいたします。

〔職員自己紹介〕

### 議案第7号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費1目商工総務費のうち商工総務事務諸経費を除く)、8款土木費

**委員長** ただいまから、議案の審査を行います。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行に御協力をお願いいたします。

最初に経済事業部関係の審査を行います。議案第7号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費1目商工総務費のうち商工総務事務諸経費を除く)、8款土木費について、を議題とします。経済事業部に係る部分の審査を行います。説明を求めます。

**農林課長** それでは、予算書15、16ページをお開きいただきたいと思います。6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費でございます。748万1,000円の減額でございます。この部分については、塩尻市振興公社に係る部分がありますので、後ほど、商工費での説明を関係のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

農林関係でございますけれども、1節の報酬でございます。委員等報酬42万1,000円の増額をお願いするものでございますけれども、これにつきましては、緊急雇用創出事業補助金を活用いたしまして、ワイン醸造及び加工ブドウ栽培の技術指導者を臨時的に雇用するため、嘱託員報酬の増額をお願いするものでございます。9カ月分として237万8,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、17、18ページでございます。3目農業振興費、7目農地費でございますけれども、それぞれ財源内訳の変更でございます。3目の農業振興費でございますけれども、本年度取り組むこととしております遊休荒廃農地対策でございますけれども、この総合対策事業が県の地域発元気づくり支援金事業の対象として採択

されましたので、耕作放棄地を耕作可能な状態まで再生するためにNPOによる再生作業を支援するという事業でございますけれども、その機械の借上げ料、これは、一般財源275万5,000円を特定財源として振り替えるものでございます。

7目の農地費につきましても、同様に県の元気づくり支援金事業として採択されたということでございまして、内容は、市単の土地改良事業として予定しておりました四ヶ堰の上部整備でございますけれども、400万円の事業ということで予定しておりましたけれども、一応ハード事業として3分の2の補助を受けられるということでございまして、その一般財源を特定財源ということで振り替えるものでございます。本年度事業につきましては、遊歩道整備220メートル、花壇の整備1,000平方メートル、広場の整備900平方メートル等を地域の皆さんとともに事業を実施するという予定でございます。以上でございます。

**商工課長** 7款1目商工総務費、職員給与費について説明させていただきます。先ほど、農林課長のほうからも説明がありましたが、職員給与費の関係につきましては振興公社の設立に伴いましての減額をお願いするものであります。先ほどの農林費のほうでは1人分、また、こちらの商工費の分につきましては2人分、それぞれ9カ月分の減額をお願いするものであります。

2目の商工振興費について説明させていただきます。振興公社の設立に伴いましての臨時職員賃金の2人分をこちらのほうへ計上させていただきました。後ほど、インキュベーションプラザの管理諸経費のところの説明させていただきますが、その減額に伴いましての2人分をこちらで139万1,000円増額させていただいております。そして、そのまた下の新産業・新連携創出支援事業委託料であります。振興公社設立に伴いまして緊急経済対策で雇用創出で、雇用創出交付金をいたしまして、ものづくりアドバイザーを設置するものであります。各社の企業の不況対策、あるいは、相談といったような対応をするために、こちらのほうで、ものづくりアドバイザー等の人件費としての950万円を補正させていただくものであります。

それらに伴いましてのテクノガーデンシティの推進事業につきましては、コーディネーターを2人置いて、現在お願いしまして、工業振興に取り組んでいるわけなのですが、それらのコーディネーターをここで廃止して、新たな仕組みとしての交付金事業で取り組むもので、665万2,000円を、あわせて減額させていただいたものであります。

塩尻インキュベーションプラザ管理諸経費、これにつきましては、1目の特別委員会のほうで説明させていただくことになっておりますが、振興公社負担金のほうへ振りかえ、それぞれさせていただく経費をこちらのほうで減額させていただきました。なお、財源のほうにつきましては、商工振興費の国あるいは県、こういったほうへ支出金をみております。

つぎに、20ページをごらんいただきたいと思います。産業団地道路整備事業で8,740万7,000円の計上をお願いするものであります。お手元にお配りさせていただいておりますが、アルプス工業団地の北地域の図面をお願いしたいと思います。アルプス工業団地の増設に伴いまして、企業の要望等によりまして3年間取り組んできたわけなのですが、昨年来、不況によりました状況で、当初の計画から規模をだいぶ縮減させていただいて検討してまいりました。現在、図面のとおり2ヘクタール範囲内で増設を行っていかうというようなことで計画しております。今回、開発道路の関係を予算の中で補正をお願いするものであります。こちらの道路につきましては、ごらんのとおり地特と言っておりますが、地方特別道路計画に沿った起債事業、あるいは、まち交

等の補助事業を使つての道路整備が大変むずかしいというようなことでありまして、今回、国の経済対策事業に伴います臨時交付金を財源に充てまして、平成22年度に計画していたこの道路整備、開発を伴つての計画をしていたのですが、それを前倒して今回予算をお願いしたものであります。

この開発につきましては、手法としまして、地区計画、都市計画法によりますところの地区計画を策定して取り組んでいくものでありまして、区画といたしましては、約2ヘクタールであります。2社3区画というふうなことを予定しております。1社につきましては右側の斜線の部分、そして、もう1社につきましてはすでにこちらのほうへ事業所と言うのですか、作業所を設置しておりますが、こちらの社もあわせた整備といったような予定であります。年度内に用地買収を行ひまして、年度内に工事発注をしていかなければ交付金事業の対象になりませんので、何とかそれに絡めて、年度内に工事発注をお願いしていくものであります。予定としましては、売り渡しは、そのあと、来年度事業で中の区画整理も行ひまして、平成23年度中には売り渡しを企業のほうへ予定していくものであります。

道路事業のほうにつきましては、総延長410メートル、幅員9メートルによるものであります。これにつきましては、幅員の9メートルは都市計画法にあります、施行規則にあるわけなのですが、工業団地1,000平方メートル以上のものにつきましては6メートル以上道路、歩道を付さなければならない、従つて、9メートル道路の確保が要件となっております。そういったことに伴ひましての9メートル道路、あるいは、公道等に通じなければならないという要件もあるものですから、計画道路図のようなことで、今回、予算を計上させていただいたものであります。以上であります。

**観光課長** 同じく6目観光費であります。説明をいたします。中山道と言いますか、鳥居峠は現在、観光客2万人ほどの利用がされているのですが、ここは信濃路自然遊歩道、あるいは中部北陸遊歩道というようなこと、また、周辺は郷土環境保全地区というような指定を受けている場所ではありますが、この歩道につきましては山頂までに登り口を1として、9基の橋が架かっているわけですが、2号橋につきましては昨年度の県の事業で取り付け工事が行われました。しかし、登り口から1、3、4、6号の橋の敷き板が近年の災害や、また老朽化等によりまして非常に危険な状況があるということでございます。従ひまして、歩行者の安全確保、また景観の保護、また魅力ある観光地を受け継ぐためにも改修が必要であるということで、平成21年度、元気づくり支援事業の支援を受けて橋の改修を行うこととなったものであります。

総事業費は310万5,000円で、重機借上料として83万5,000円、補修用材料227万円となります。元気づくり支援の交付金といたしましては200万円が交付される予定となっております。交付基準は、3分の2以内ですが、ほぼ満額の200万円ということでいただける予定であります。残りの110万5,000円を一般財源で行うもので、それに伴ひ今回の補正をお願いするものであります。なお、この工事につきましては、今後、奈良井の観光協会を中心とした地域住民と提携し、元気づくり支援の趣旨にのっとりまして連携の事業を図っていくつもりです。早期の竣工を目指していく予定になっております。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より質問ありますか。

**丸山寿子委員** 18ページの農業振興費のところ、耕作可能な所についてNPOによる事業を支援ということで説明があったのですが、もう少し内容を詳しく教えていただきたいのと、それから、そのNPOはど

のようなという言い方は変ですけど、どういったことで募集されているようなNPOなのか、簡単に教えてください。

**農林課長** 遊休農地の総合対策事業について、若干説明させていただきたいというふうに思っております。昨年度、農業委員会で市内の遊休荒廃農地でございますけれども、耕作放棄地の全体調査を実施いたしまして、議会の本会議の中でお話をさせていただいておりますけれども、43.6ヘクタールでございますけれども、耕作放棄地が確認されております。その後、御自分で管理をされたり、農業等を再開したりということで、承知している中では、現在、31.8ヘクタールでございますけれども、耕作放棄地として残っているというふうに承知しております。このうち、9ヘクタールは今井分、松本市今井分の関係者のものでございます。残り22.8ヘクタールでございますけれども、農地に戻すのに重機等を必要とするものが10.1ヘクタール、それから、トラクター等の耕機で、草刈等の作業もでございますけれども、そういうもので解消できるものが12.7ヘクタールということで、これを、国のほうでは3年間のうちに解消したいという計画でございますので、私どもも3年以内に解消したいという考えをもっております。

その中で、本年度、事業として大きく2つでございますけれども組み立てをさせていただきました。1つは、NPOをお願いして耕作可能な状態までトラクター等で再生していただくという事業。もう1つは、それよりさらに大掛かりなことになりますけれども、バックフォーだとかというようなものを使いながら、もうすでに林地化しているような所もございますので、そういうものを再生する事業ということで考えております。後者のほうの事業については、1反部当たり5万円を限度として助成をするということなのですが、前者のほうのNPOを活用したのについてでございますけれども、これにつきましては、実は、農業委員会のほうから提案がありまして、地域にトラクターを配置していただけないかと。そういったものを利用しながら、耕作放棄地を解消していくというようなお話がございまして、私どもも導入も検討してまいりましたけれども、やはりメンテナンスの面で非常に問題があるというようなことでございまして、本年度については機械を借り上げて、それを使っただけでNPOの皆さんにやっていただくという考えをもっております。

NPOの皆さんについては、会社等にお勤めになっていた方でございまして、地域に何らかの貢献をしたいという方たちが、8人ないし9人でございますけれども集まりまして、いわゆる遊休荒廃農地を解消するためにかきまぜ浪漫隊というような名称でございまして、そういったグループを作りまして解消を担当したいというお話がございましたので、私ども、今、農業でやられる方たちが非常に少なくなっているという状況もございまして、定年帰農した方たちに活躍していただく場所を与えたいと言いますか、それが地域の農業を支えていただける原動力になるというような考えをもっておりまして、そういう方たちに事業をお願いしていきたいということで、今現在、NPO設立に向けて手続きをとってございます。今、お聞きしている中では、設立に当たってのパブリックコメントを一定期間求められているということでございますので、その期間が終了いたしますれば、この事業にかかわっていただけるものというふうに考えておりまして、そちらのほうに委託をしていく予定でございます。以上でございます。

**中原輝明委員** その関連で、今のところで聞きたいのだが、NPO法人というのは、どういう人たちが、どんな人たちがどんな具合に集まって、今、8人とか言ったが、それは、いつどこでそういう話をして、こういう結果になったのか、それが1点。

もう1点は、やはり機械を仮に250万円で借り上げて、機械を貸してやって遊休農地がどのくらい整備できるのですか、それで。私が言いたいのは、皆さんがそういう具合にして、それぞれの塊を集めてその人たちのところへやるのだが、みんなが知らないでいて、私たちは出されるのだが、出されたものを議会としては認めるとか、認めないということになってしまう、これが出てきたら。それで、そういう計画があるから、地域にはそういう者がいるか、いないかという、なぜそういう相談をしなかったのか、予算措置する前に。そうでなければ、私たちは何もわからない。皆さん、内輪だけで決めて、NPO法人なら5人や8人どこかで集めて、それでやってくれなどと。ほかにやりたい人はいるかもしれないですよ。これからはそういうことはしてはいけないと、いつでも言っているけれど、皆に相談してください、もう少し。私は、このやり方については胸に落ちないな。もう1回、説明をきちんとしてみてください。いつ、どうして、どこで、そういうものを立ち上げたか。誰と相談して。あるはずですよ。それとも、皆さんの仲間で行ったのか。仲間で行ったのなら、それならそれで良いのだから。いいか、いけないかは、聞いてからまた私は判断するが。

**農林課長** この事業につきましては、3月の当初予算の段階で御審議をいただいたものというふうにご考えております。ただ、いつ、どこで、どんな形で話が決まってきたかという話でございますけれども、先ほども申しましたけれども、農業委員会でもこの遊休荒廃農地対策については、非常に頭を悩めているところでございまして、農業委員会から地域にトラクターを配置していただけないかという話がありました。ただ、先ほど申しましたようにメンテナンスのことで、市が配置するということになれば、誰でも利用できるということになりますけれども、やはりメンテナンスのことから考えて十分に対応ができないということがございまして、特に、農業機械の場合ですけれど、人が変わったりすると壊れてしまうというような状況もございまして、それで。

**中原輝明委員** いいです、それは、もうわかっているから。

**農林課長** わかりました。それで、そういうことの中で、定年帰農をされた皆さんから市長のところに提案がございました。市のほうとして機械を配置するという話があるけれど、私どもはそういうものを利用させていただいて地域に貢献したいという話がありました。地域に配置する場合については、オペレーターの問題がネックになっておりましたので。ただ、私ども、個人に貸せるというのはなかなかむずかしい話でございますので、むしろ、そういう方たちでグループを作っていただきまして、NPOというような形での法人を立ち上げていただけないかという話をさせていただきまして、今日のような、今、設立に向けた準備を進めているということでございます。

全体の中でどのくらい整備ができるかという話でございますけれども、遊休荒廃農地の解消に当たっては、一番問題になるのは、農家と言いますか、所有者の皆さんが、やはり自分の財産としての考え方というものが非常に強いものですから、私の所に手を入れなくていい、入れていただかなくていいという方もだいぶあります。そういう人たちをいかに引き込むかということに、理解をいただくかということになりますけれども、今現在でございますけれども、遊休荒廃農地として確認されている皆さんには、事業の説明とあわせて意向調査をさせていただいております。また、農業委員会の皆さんには、解消に向けて市のほうで新年度の予算の中で盛っておりますので、そういったものを活用して、国でも事業を進めているから、3年のうちにぜひ解消をしたいということで回っていただくということになってございます。ですので、私どものほうとすれば、先ほども申しましたように22.8ヘクタールでございますので、これを3年という中で考えておりまして、むずかしいかとも思いま

すけれども、毎年度7.6ヘクタール余を解消していきたいという考えをもっております。

**中原輝明委員** これを、22ヘクタールを3年がかりでやるという、それもいいかもしれないが、7ヘクタールを例えば機械で耕運するだけでしょう、違いますか。畑にするわけではない。

**農林課長** この事業に関しては、いつでも作れる状態まで戻すという事業でございます。

**中原輝明委員** それを立ち上げるという8人だか9人だかは、どういう連中ですか。わかっているのでしょうか。名前を出してください。

**農林課長** 具体的に申しあげます。

**中原輝明委員** だれだれで、こうだというものを出さなければ、なお変なものです。

**農林課長** 主には、エブソンを退職した皆さん、それから、中信農業試験場、今は野菜花き試験場になりましたけれども、中信農業試験場で研修を積まれた皆さん。今、取りまとめ等をやっているのは、大門の堀内洋さんという方が中心になって、この活動をしていきたいということでございます。

**中原輝明委員** その辺はそれ以上言わない。わかった、それで。

**委員長** 他にありませんか。

**中原巳年男委員** これで耕作可能にするのですけれども、耕作についての見通しはどのようになりますか。

**農林課長** 非常に今の農業の状況の中では、すぐに耕作に結びつくというのは非常にむずかしいかと思っております。現に、私ども、遊休荒廃農地としてと言いますか、耕作放棄地として確認している中では、やり手がないという人がほとんどでございます。それで、私どもも、たぶん、農地が作付けのできる状態まで回復すれば、次につなげられるのではないかという思いはもっております。それは、今は荒れた状態になっていますけれども、例えば洗馬農協で経営事業等もやっていただいております。また、地域の中では、機械利用組合の皆さんが農地を借りて作付けなども実際に行っております。ただ、ネックになるのは、所得が、それだけの収入が見合わないという今の実態がございますので、国のほうでも今、そういったことについては食糧自給率の向上に合わせていろいろな施策を出してきていますので、できるだけそれに見合うような所得になれば、耕作していただけるのではないかなと、そういう期待はもっております。

**中原巳年男委員** たぶん、耕作放棄されているのが、例えば野生鳥獣の被害が多いとかというようなこともあると思うのですが、3年間でせっきくそれだけにして、それでその後耕作ができないということであれば、無駄な投資になると思いますし、それに、今、NPOを立ち上げようとしている方たちのような方で、例えば姨捨あの段々田んぼがそうですけれど、あの千枚田の所がそうですけれど、オーナーのような形で、リタイアした人たちがそういうものを作っているというようなこともありますね。だから、そういうことも含めて、これを耕作できるような対策というものを同時にしていかないと、ただ放棄地を農地に戻しただけではいけないと思うのですが、その辺のところについては何か予定とか計画は、

**農林課長** 実は、私ども、遊休荒廃農地については確かに戻しただけではどうしようもないというふうに考えております。国のほうは3年間で解消すると言っていますけれども、それをずうっと続けるということを前提にして解消するという形です。ですので、今回のNPOの皆さんについても、取っ掛かりは、トラクターによって耕機を支援しようということなのですけれども、そういう方たちが、今、いろいろ農地法だとか、いろいろな問題の制約もございましてけれども、そういった遊休荒廃農地の中にかかわっていただきたいという思いをも

っております。

それと、もう1つは農業振興公社でございますけれども、ここが、これから設立に向けて今、研究を進めているところなのですけれども、中心になって、そういった農地などのあっせんだとか集積だとか、そういう機能を発揮して、要するに耕作できない人ですから、違う方に、できる人に、とにかく集積をしていくという体制は作っていく必要があるのかなということで、そういったことを中心にして今、作業を進めさせていただいております。

**永井泰仁委員** 産業団地の関係ですが、だいぶ短期間に手際よく用地もまとめられました。これの平均単価とか、それから、買収状況、全員買収が済んでいるのか、状況について伺います。

**商工課長** 実は、先ほども説明させていただきましたが、財源をめぐる中で、今回、経済対策の交付金を使って取り掛かるといったような前倒しを急遽、させていただいたような状況であります。従って、議員さん方には、大変失礼ながら、御手元にお示ししております計画図ですが、あくまでも1つの案作りの中で、これを基にして今、協議に入っているような段階でもありますので、決定というふうなことではありませんので、取り扱いと言うのですか、そういったようなことはまた御留意いただければと思うのですが、今、御質問のあったお話の用地買収の単価のほうは、地元とは3万2,000円台から3万5,000円というような、4万円以下の額の中で協議を進めているような状況であります。そのほか、補償費もありますので、そういったものなどを見込んで用地取得費を計上させていただいております。

道路につきましては、実は、県道のほうが、やはり経済対策事業で県のほうから洗馬停車場線のほうを進めてきております。これが、坪単価約10万円といったような額で取り組んでいるものですから、我々のほうも、そういった額もにらみながら、慎重に地元へ何とか協力をお願いしているような状況です。

そしてまた、少し1点、補足させていただきますと、お示しさせていただいた道路については、大変、これだけの規模の中で莫大な道路でもありますので、できれば企業の方にできるだけ、何とか協力していただいて、用地も一部というようなことも含めまして、今後、協議していきたいと考えております。

**永井泰仁委員** 買収単価が、県道が10万円で、中が3万円で、担当者も大変かと思いますが、できるだけ土地については安く買えるような形でお願いしたいと思います。それから、この地域で今まで少しネックとされていたのが、昭和電工の送電線なのですが、鉄塔はそのままか、かさ上げのようなことをしなければならないのか、その辺についておうかがいします。

**商工課長** 現在、昭和電工の赤松線が、こちらの地図に斜めに入っているものがそうなのですが、電工さんのほうも、まだこの送電線は大変有意義で、重要な財産で使っているような状況であります。従って、電工さんにこの事業で何度か協議してきたのですが、一番低い所は、どちらかと言うと、川のほうの西側のほうへ行きますと徐々に低くなっているような状況でして、低いところでは5メートルほどというような所もございます。企業のほうにつきましては、当然ながら、その下についてはもっと使いたいというような意向も強いものですから、かさ上げを検討していかなければならないというようなことで、昭和電工さんにも御協力をお願いしているような状況でございます。

**永井泰仁委員** 鉄塔のかさ上げの費用というのは、マクロでけっこうですが、かなりかかるわけですか。これは、造成費に、当然影響はしてくるのでしょうか。

**商工課長** 高さにもよるわけですが、道路の部分、これをせざるを得ないような、今回、計画をさせていただいているのですが、先ほどのように、もう少し何とかなれば、ここを避けるようなことも含めて検討していかなければいけないと思っているのですが、移設ということになりますと、1,000万円程度かかるようなお話が出ています。ただ、かさ上げにつきましては600万円くらいというようなお話もあるものですから、かさ上げの場合は、できれば、昭和電工さんに何とかやって御協力いただきたいものだと、そのようなことを今、提案して協議しています。

**永井泰仁委員** だいぶ進んできましたし、市内ではここしか、いわゆる工業団地という、産業団地という所は残っていないということで、予定通り平成23年の分譲ということですが、いろいろまた諸課題が出てこようかと思いますが、ひとつ頑張ってやっていただきたいと思います。以上です。

**柴田博委員** 今の関連ですけれども、場所の確認ですけれど、この絵で一番下のほうのピンクの道路、市道2144という所の下側が現在の工業団地ということで、あと、今ハッチングされている部分と県道との間は農業用地という、そういうことでいいわけですか。

**商工課長** はい、そのとおりです。

**柴田博委員** そうすると、普通に考えれば県道沿いの所のほうがいいような気がするのですが、現在のよな計画になった経過が何かあれば、お示しをいただきたいと思います。

**商工課長** かつて委員会のほうにも協議をと言うか、報告をさせてきていただいた経過としましては、このアルプス工業団地、この図面でいきますと下なのですが、現場では、その北と中電の変電所の間になるわけなのですが、その間を10ヘクタールと大規模に造成してまいりたいというようなことを、かつて委員会のほうには報告してきました。昨年来、状況の変化がありまして、大規模な開発は大変困難ということと、市もそれだけ支えきれないというような話の中で、必要すべからくの方法で対応していこうといったことで、2ヘクタールというような規模変更をさせてきた、それも委員会にも報告しながら対応してきたところです。

この場所は、議員さん御指摘の県道沿いというのは、確かにおっしゃるとおりなのですが、実は、この2ヘクタールの中で地元協議を進めてきている段階で、大変単価が高くて、こちらのほうに手を付けられないような方が何件も出てきていました。従って、そこを避けなければいけなないというのが、今回のこういった状況であります。

もう1点は、進出。こちらのほうへの要望企業なのですが、企業のほうから、名称を挙げさせていただきますと、こちらのアルプス工業団地に入っておりますサイバックコーポレーション様であります。こちらの企業の強いニーズの中で、今回、増設も行っていくということで、隣接地というようなことで計画としても使いやすい、そのような意見の中からこちらのほうへ絞り込みをさせていただいたものです。

**柴田博委員** 関連してですけれども、この絵でいきますと、県道のほうも拡幅されるようなふうに見えるのですが、工業団地とは別に県のほうで、県道の拡幅というのは、今、一番北のほうの交差点の付近をやっていますけれど、順次ずうっとやられるということで考えていいわけですか。

**商工課長** 当初の計画は、10ヘクタールくらいの絵を描いて取り掛かってきたのですが、もう1点は、大変、農振、国が農振計画と言うのですか、農地の乱開発が厳しくなっている状況であります。こちらの場所が、先ほど手法につきまして説明させていただいた都市計画法の地区計画という策定をしながら進めていくのですが、

こちらがいわゆる都市計画区域の調整区域といったような場所でもあります。そのような中で、必要最小限の、今回、開発をするということとして、将来につきましては、現在のところは見込みはございません。ただ、その後また、塩尻市の土地利用計画とか、法とか、国との高度利用計画とか、そういったことも絡めてどうなるかということ、現在の中では不確定ですが、今の段階においては見込みはございません。

**柴田博委員** 県道の拡幅です。

**商工課長** すみません。県道拡幅の話は、予定路線でありまして、それについての進み具合は、何年というのは、前倒しで早まっているということをお聞きしております。

**柴田博委員** 違う問題でいいですか。16ページのところでですけども、先ほどの農業総務費のところでは嘱託員報酬ということでワインの醸造の関係の嘱託員賃金ということがあったのですが、具体的にどういう仕事を担うのか、その辺のことをもう少し詳しくお願いします。

**農林課長** 実は、平成18年から20年までの3カ年という期間の事業の中で、ワイン振興コーディネーターの派遣事業というものを、市のほうとして取り組んできておりました。これにつきましては、志学館高校でのワイン醸造、あるいはブドウ栽培に関する指導を中心として行ってきたという状況でございますけれども、今回、この技術者につきましては、高校の都合もございまして、技術者を確保できないというような部分で、その方たちを育てなければいけないという部分もございまして、そういったことでの指導、それから、今、ワイン組合等が北小野地区でブドウの栽培試験等を実施しております。そういった所へのかかわりが中心になってまいりますが、従来のワイン振興コーディネーター自体は、そこにとどまらずにブドウの振興といったことにかかわってきていただいておりますので、そういったことも含めてですけども、担当していただきたいというふうにお考えしております。

**柴田博委員** 現在、嘱託員として採用される予定の方というのは、どういう経歴と言うか、どのような方なのですか。

**農林課長** 具体的には、実情に詳しい方ということでございまして、私ども、この緊急雇用創出事業を活用するに当たっては一定のルールがございまして、ハローワークのほうに求人等もそういった技術者ということで出させていただいて、公募をする形をとらせていただいております。その中で、技術をもたれた方について採用をしていきたいという考えでございます。当然でございますけれども、私ども、ひとつの有期事業ということで事業が終わっておりますので、終わられた方が引き続きというようなことで応募してくるケースもございまして、よろしく願いいたします。

**中原輝明委員** 18ページの、収入役に少し聞きたいのだが、塩尻市収入役。塩尻市振興公社の運営負担金が3,800万円余だけれど、これは、事務所や職員体制というのはどういう考えでいるのですか。この前いくらか出ているが、はっきり言ってください。

**収入役** 経済事業部長のほうから答弁申し上げます。

**経済事業部長** 当面の事業といたしましては、これは全協でも御説明をいたしましたけれども、塩尻インキュベーションプラザの事業と、それから、今、大門の再開発事業が2つ、駅周辺の事業が1つ、駅の南です。それから、銀座で1つ再開発事業が残っております。それを当面は担当するというので、今現在、担当をしている職員をこの公社に派遣させていただいて、その担当をさせるということで基本的には考えております。従って、

インキュベーションプラザの関係につきましては2人が今、担当しておりますので、2人。それから、振興公社のほうにつきましては1人、失礼しました、大門活性化のほうにつきましては1人が担当しておりますので、1人を派遣するということとなります。それに伴って、常勤の理事が必要でございますので、その常勤の理事は1人を派遣する。市の職員から派遣するというので、4人体制で当面はやってまいります。ただし、インキュベーションプラザもそうですし、囑託の職員でございますとか、委託をしているほかの職員もでございますので、あるいは、先ほど御説明申しあげました、今、テクノコーディネーターを市の中で雇っておりますが、それを廃止して、新たに交付金を使ってものづくりコーディネーターという形で、公社のほうで雇い入れるというようなことも考えておりますが、それは別口で、正規の職員対応としては理事も含めて4人ということとなります。

**収入役 事務所**は。

**経済事業部長 事務所**は、インキュベーションプラザはもうすでに向こうへ行って机もございますので、それはそれとしまして、当面、あとの活性化の関係につきましては、市役所内に机を置いて、当面は対応していくということでございます。それで、えんぱーくができましたら、商工課もそちらのほうへ行く予定でございますし、会議所もその中に入るといようなことで対応しているようなことでございますから、向こうのほうへ移ることも考えたいということとなります。

**中原輝明委員** それと、この出資金というのは、どのくらいですか。

**経済事業部長** 500万円を当初予算に計上させていただきまして、お認めいただいて出捐をさせていただくということとなります。

**中原輝明委員** では、これは運営補助金ということですね、3,800万円余は。

**経済事業部長** 今、ここにございますとおり、現実はこちら側でもっていただきます給料その他を削って、市の予算で抱えていますものをこの負担金にして向こうへ出してやる。それで、向こうからその給料を払うと、そういうことでございます。

**中原輝明委員** 今、部長のほうからえんぱーくが完成して、その暁にはまた、それも入る可能性もあるという話を今されたわけだが、そこで私が聞きたいのは、えんぱーくに絡んで前のイトーヨーカ堂が、今度こそ私の所へきているが、イトーヨーカ堂が去ってしまうぞという話が、全部流れている。これは嘘か、本当か、はっきりさせて欲しい。私もとても困っている。あそこ上の通路などというものは要らないではないかという話も出てきている。これは、先ほど言ったが、皆さんが本当に思っていることと、私たちにしゃべっていることが一致しているか、いないかということを知りたい。弱ったものですよ。

**経済事業部長** 御心配をおかけしておりますようで、申し訳ございません。ヨーカ堂からは、再三御報告を申しあげているとおり、今年の2月に担当の役員が、これは毎年来ているわけですが、まいりまして、非常に厳しい状況だと。経営のことを申しあげてはなんですけれども、180店舗あるうちの半分以上が実は赤字で、ヨーカ堂も相当、始まって以来の、株式会社イトーヨーカ堂単体としては赤字に、創業以来初めて陥ったということとなります。そういう御報告をいただきました。いわゆるその他のセブンイレブンとか、そういうものを通じてホールディング自体では経常利益を相当出していますけれども、単体としては赤字です、ということとなります。従いまして、全社挙げて相当大きな改革をしなければならない。従って、赤字の店舗の閉鎖、あるいは撤退、あるいはリニューアルということを果敢に進めなければならないというのが、今のヨーカ堂の状況だと、こういう報

告でございます。

私ども、それから類推をして考えますと、従って、塩尻店も御承知いただいていますとおり、営業成績が芳しくない状況が続いているという状況でありますから、相当大規模な構造改革をせざるを得ないということでございます。それが、閉店であるとか、撤退であるとかということでは、そういう確かな話ではございません。相当大規模な構造改革をせざるを得ないということでもあります。

2つ目は、今のヨーカ堂は、いわゆる衣料品と住居だけの営業形態でございます。御承知いただいていますとおり、下の食品はアップランドがやっているわけですが、そういう形態が長野県の中で定着をしております。南松本店もそうでありますし。そういうことの見直しというのが、社内の中で計画をせざるを得ないというふうなお話も承りました。従いまして、私どもとしては、相当大規模な構造改革と言いますか、そういうことがあるのだからなあというふうな予測はしております。しかしながら、撤退とか、閉店とか、それをするというふうな確証を、ヨーカ堂のほうからそういう申し出をいただいているわけではございませんし、ヨーカ堂のほうからは何らの発表もないというのが現実でございますので、私どものほうから撤退をするとか、閉店をするとかということは申しあげられない状況だということでもあります。しかしながら、構造改革が必然だということでございますので、どういふ対応があるうとも、きちんとそれが再生できるような形で考えていく必要はあるということでございますので、また、状況が判明し次第、議会にも御相談申しあげながら、対応をしてみたいというふうに思っております。

**中原輝明委員** なんだか部長の話も調子がいいような話だが、これは、収入役も、理事者も責任がありますよ、はっきり言いますが。それで、大門の商店街のあの通りで、なぜそのような話が流れているのか。2月には、もう撤退だとはっきり流れているのですよ。私は言われているのですよ。にもかかわらず、部長も理事者も苦しい答弁をしなければいけないとは思いますが、見切りができるものは、もうだめならだめだって、大門の通りの人たちはみんな言っているのです。それを皆さんがカバーして、可能性はまだある、大規模に改革してやる、まだ何かありそうだななどと言わないで。今まで皆さんが言ってきた言葉というのは、絶対大丈夫だと。それで、あそこの橋も造るということになったわけだ。撤退を仮にした場合は、もうあそこは真っ暗になってしまいますよ。えんぱーくをいかに充実させるかというのが問題です。職員みんなそうですよ、他人事ではなくて。頼みますよ。大変な責任ですよ。私はあのときに賛成してやったのだから。皆に嫌われて。進めたはいいが、そうなってもらっては困るので、私は心配して言っているわけです。皆さんをけなしているわけではない。努力はわかるが、そういう流れを聞いたときに、なぜここで、流れは流れているようだが、実際はこうだよと、皆さんが先に言えば、私はこんなことを言わないで済んでしまう。それを隠して、言われてポツポツ、我慢して言うようなことを言っている。実は、流れて困っている、どこから出たかわからないが、そういう話が出た。問い合わせてみてください。2月に撤退すると言えば、それで終わりです。計画があると言えば、あるということのことを言っているのは悪いが。大門の通りへ行ってみると、もうだめだと言っているのだから。だから、えんぱーくなんてだめだよとされているから、それを充実するには、ここに関係者はいないが、これは充実して職員が協力してやってください。これは要望しておきます。

**経済事業部長** 大変誤解をされてはなんですから申しあげますけれども、私どもの口から、イトーヨーカ堂が言わない前にこういう議会の席や皆さんの前で、撤退をするとか、撤退をしないとすることは申しあげられ

ませんので、ヨーカ堂の口からきちんと発表があって、それは撤退なり、あるいは別のリニューアルなり、違う会社が、ヨーカ堂の傘下の会社が入ってくるとか、きちんとしたヨーカ堂側の発表があって、これは民間の話ですから、初めて私どものほうでは、そういうことの御報告があるならある、ないならない、こういうお話ができるのであって、今の段階で、ヨーカ堂から話がない、しかもヨーカ堂も発表していない段階で、私どもの口からそれは申しあげかねますので、それは御理解をいただきたいと思います。

それから、ヨーカ堂と言いますか、あのビルは、アップルランドも含めて、非常に大門の活性化にとっては大切な資産でございますから、もし、大規模な構造改革なり、大規模なことがあるとするならば、これは再生に向かって、私どもで全力を挙げて再生をさせていかなければならない。それは、議会にぜひお願いをしまして、御理解を賜ってやっていく使命はあると思いますので、その点だけはぜひ御理解をお願いしたいということであります。

**中原輝明委員** 今の話で深く理解したし、私が今言ったことは言えないということはあるが、職員の皆さんが、今、この中に500人が何人いるか知らないが、そういう意向の話がどんどん出ているにもかかわらず、聞いたときに、理事者は何を考えればいいのかということわかりますか。トップは、トップとしての責任を遂行するためには、このうわさはなぜ、どこから出て、どこで消せるのか、消せないのか。それは、直接話せばできるのではないかと。これだけ流れていけば、本当に流れていますよ、皆さん。私は、初めてですよ、今回こうだよと言われるのは、これは、ほかの人に一般に言われたことはない。ただし、私は知らないけれど、あの通りは全部、飲み屋街へ行ってみてください、みんなその話でもっぱらなのです。職員だって知っていると思う。理事者は、そういう意見を聞くようにして、どんどん理事者に行ってもらわなければいけない、職員が、聞いてみたくれ、嘘ではないから。

**収入役** 間違った話をしてはいけないので、経済事業部長に答弁させておりましたけれど、今、経済事業部長から申しあげたことが、今、私どもが承知している話です。要するに、状況としては非常に苦しい状況であるけれど、結論には至っていないという、こういう状況でありまして、実は、あそこを私も駐車場で使わせていただいていたのですが、確かに、店舗の状況はとても盛っているような状況ではありません。危惧はしておりますけれど、さりとて、民間のやることでありまして、そういう正式な発表がないとそういうわけに行きませんので、職員から、あるいは予想でそのような話が出ているかもしれませんが、確かなうわさのようなことは、私自身はまだ耳にしたことはまだないわけなのですが、状況を判断すれば、こういう景気の状態もあるので、非常に厳しいなということ是一般の人でも御理解はいただけるのではないかとこのように思っております。経済事業部長が言ったように、先行きの状況がわかり次第、早急に議会にも御相談申しあげて、それでいくということでお約束をしまして、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに思っております。以上です。

**委員長** それでは、そういうことで、また、16日に市街地活性化特別委員会がありますので、その時にまた御発言をお願いしたいと思います。ほかに。

**副委員長** 水を差すようですが、少し話題を変えまして、先ほどの農林課のNPO法人の遊休荒廃農地の3年間で22.8ヘクタールを耕すということについておうかがいしたいと思います。これは、1つのNPO法人に3年間すべてを任せてやるということですか。そうではないですね。その辺をちょっと。

**農林課長** 手始めにということでございまして、こういった地域の営農を支えていただける方たちがどんどん

出てくれば、そういう方たちにもぜひ加わっていただきながらお願いしていきたいというふうに思っています。

**副委員長** そうすると、1年目の7.6ヘクタールを耕すのに、その委託料というのはどのくらいを見込んでいるのですか。

**農林課長** 委託料という形は考えてございません。私どもは、機械をお貸しするということでございます。その中で活動をしていただくということでございます。

**副委員長** では、その重機借上料は、どのくらいを予定しているのですか。

**農林課長** 重機借り上げということでなく、トラクターの借り上げということで、先ほど一般財源を振り分けましたけれども、275万5,000円でございますけれど、これを機械の借上料ということで本年度予算化をさせていただいております。

**副委員長** 例えば、市内に建設業者等がございますね。その方たちもできない仕事ではないと思うのです。もし、そういうことを市が、例えば遊休荒廃農地を解消していくためであれば、例えばC級、D級の建設会社から意見を聞いて、できる所があれば、例えば入札等によってできる話でも、できない話でもないと思うのです。ここで、例えば山をやる気のある、そういう第2を求めてやっていく、集まってやると。これはすごくいいことなのだと思うのだけれど、その方たちに無理にお願いしなくても、できないことではないと思うのですけれど。これから農業振興公社もできてくるということになれば、その中で判断して業者がやっていくという話になってくると思うのですけれど。3年間、例えばトラクターの借上げに270万円出すのであれば、例えば極端な話、市内の土建業者に入札をしたら、これ以下でもっときれいになるかもしれない。ただ、耕すだけでしょう。遊休荒廃農地ではない状況にするだけであれば、喜んで飛び込んでくると思いますよ、業者が。その辺は、どう考えているかということです。

**農林課長** 実は、実はと言うか、私ども、ただNPOの皆さんにそれだけということではなくて、地域の農業をともに支えていただけるパートナーとして、例えば今、定年を迎えられて、ある程度所得的には問題なくて、それでも農業にかかわりたいという方たちがだいぶふえております。そういう方たちに、私どもの農業を支えていただきたいという思いもございますので、今回その再生事業をお願いしていきたいということでございます。実際に、これのほかに少し建設事業の皆さんのかかわりということになるかと思っておりますけれども、すでにもう木が生えてしまったりして、トラクター程度では再生できないという事業に関しては、重機等を利用していただいて農地を再生するという事業をもっております。2分の1で、限度額5万円の補助という事業でございますけれども、こういう所でぜひ御活躍いただきたいなというふうに思っております。

**副委員長** NPOのその人たちの研修会というものは、もうすでにやられているわけですか。農業をこれからともに、一緒にやっていくのだという、そういう人たちの集まりであれば、全く素人の人が入ってくるのですよね、会社員であったような人とか。そういう研修がやられていて、その8人なら8人が、そういう意思を固めてこれからやっていこうと、そういうふうに。何かそのようなものはないのですか。

**農林課長** 実際に今回かかわっていただける皆さんというのは、会社を退職した皆さんがおります。それで、専門に農業ということがかかわっていた方たちではございませんけれど、形ではございませんけれども、自家用程度の農園だとか、そういうようなもののかかわりというのは、自分のライフワークの中で持たれてきた方たちでございます。今回、中心になって動いていただいている方については、農業施設等でそういった研修も積み重ね

てきている方でございますし、そこで、かかわっていただけるオペレーターの方の中でも、そういった研修を経てきている方たちでございます。ただ、全員というわけにはいきませんので、作業等についても1人ということではなくて、2人なりが従事して、そういった中で少しずつでも技術を向上させていくという、そういった向上心をもった方たちでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

**副委員長** 決して理解しないわけではない。中身が見えないものだから、何かに包まれているような感じが受けない。先ほど、中原委員からも言われたように、ただ耕すだけで、遊休荒廃農地をただきれいにするだけであれば、別にそのようなことをしなくても、ほかの人に簡単に安く頼むこともできると思うし。その人たちのお手伝いを、市がお金を出してやるのかとか。そういうふうに思われてしまう。例えば、余暇で、失礼な言い方だと思うけれど、意欲に燃えている人だと思う、確かに。会社を退職して、家庭菜園程度をやっていたが、ちょっとこれではだめかなと思って、では、集まってやって、市の農家のために私たちが手助けできるからと言って、そういう意識の人が集まってやると思うのだけれど、我々としたら、自分たちが家の家庭菜園1坪ばかりのものをやっていたら、これは少しは経験があるから遊休荒廃農地となったら270万円借りてやると言えば、やらせてもらえるということですか。

**農林課長** そういった事業については、また、次年度以降での計画を検討させていただいておりますけれども、今現に、この皆さんというのは片丘の地籍において、遊休荒廃農地の解消等の活動をされている皆さんでございます。現に。具体的には、こちらのほうから行きまして、古澤漆器店の東側でソバを作られたり、野菜を作られたり、花の苗を作られたりという活動をされている皆さんも、このグループの中には入ってございますので、そういった、今活動をしていただいている、それなりの経験をもってこの事業に当たっていただけるというふうに思っておりますので。

**副委員長** 農地を耕して作っているということですか。

**農林課長** 今現に、今現在、そういうことをやっておいでになります。おいでの皆さんです。

**副委員長** わかりました。よく実態を私も調べさせていただいて、また何かをしたいと思っておりますので。ありがとうございました。

**中原輝明委員** 今に関連するけれど、三村君の答弁の苦しさはわかる、十分。わかるけれど、今、1年、3年やるといえば800万円、850万円か900万円を、本人にやるわけですか、275万円というものを。違うでしょう。そのように一部は取れるのだけれど、例えば、今9人の集団の中に大型機械が2、3台あって、それで自分たちでやっていくのに、275万円は借りてやるからと、こういうこともあり得ると思う。先のトップの話聞いたらわかったけれど。その辺の苦しさというものはわかるけれど、やはり、1年こっきりでも次の人にできるので。皆さんが3年で契約したのなら、してあるとはっきり言ってください。してあるのですか、3年契約を。そうすると、それなら理解もすると思う。そうではないですか、1年ごとですか。

**農林課長** 1年とかという契約ではございません。3年とかという、その長い中で契約をするとかということではございません。ただ、この方たちは、地域の中でそういう農業にかかわっていきたいという思いをもっておりますので、そういう中では、次年度においても、私どもはこういった事業をやっていきますので、そういった1つの担い手として活躍をしていただければ、お願いをしていきたいというふうに考えております。

**中原輝明委員** 今の話は、今回、今年やって、また次の年は違う部落にあれば、その人たちにやらせよう。

いいですね、これで。

**経済事業部長** 私どもは、いずれにしる、先ほど申しあげた22.8ヘクタールを3年間で解消をしたい。これは、NPOの皆さんだけに頼っては無理です、正直言って。22.7ヘクタールを全部解消するなどという話は、ここは、地区にある機械利用組合のトラクターを使ってやってもらうこと、それから、先ほど言ったように再生不可能な所はバックフォーでやらなければいけない。トラクターだけでは無理なものですから、ブルドーザーでやらなければいけない所がありますから、まだ12.7ヘクタールもありますから。これについては、10ヘクタール当たり5万5,000円の補助をいたしますので、そのトラクターをもっている業者の方をお願いしてやってもらってもけっこうです。所有者がやってもらえばけっこうです。うちは、5万5,000円の補助をいたします。こういう話です。

もう1つは、今、トラクターをもしNPOに限らず、そういうことをやりたい、トラクターを用意して私どもへ予算でお認めいただければ、別に用意しますから、企業の方でも、やりたいという方に。ただし、この方々は、ほとんどボランティアです、申しあげますが。10ヘクタールやって何千円の世界です。それで採算が合っているだけなら、私どもはトラクターを用意しますから、NPOでもけっこうですし、企業の方でも、今建設業をやっている方でも参入をしてくださって、みんなで遊休荒廃農地がないようにしていただければ、それはけっこう、よりけっこうなことですので、ウェルカムで受け入れますから、ぜひよろしくお願ひしたい。こういうことであります。ただ、そういう中で、採算が取れないからNPOにお願いをするしかしようがない。こういうことで第1号で出発をしましたので、少し長い目で見ただいて、これがうまくいくようにぜひ応援をよろしくお願ひいたします。

**副委員長** わかりました。先ほど、最初からそういうふうに言ってもらえば、こんなに突っ込まなかった。何百万円の単位になってくるものが、ボランティアと同じ程度だと言ってもらえば、ああ、たいしたものだなあと私は称賛した。機械を用意しても、270万円だと言えばやりますよ、誰でも。そこはいいです。

それで、遊休荒廃農地という定義ですけれど、先ほど来、大きい木があったり抜根するというものまで遊休荒廃農地なのか、簡単にトラクターでかき回せる程度の遊休荒廃農地なのか。それは、農業委員会と農林課とよく見ていただいて、大きい木があって、それをやくやく抜根して農地にすることはないと思う。地目変更が何かして、すぐ山林にしてしまえば、それは所有者だって助かると思うし、その辺の境目と言うか。そうすればむだなお金もかけなくて済むではないですか。遊休荒廃農地の、もう1度、そこを。22ヘクタールは確かに、トラクターだけでかき回すだけで戻るのが、部長が言われたとおり、大きな木があって抜根までしなければいけない。これは、遊休荒廃農地ではないと認識していますので。

**農林課長** 昨年やった遊休荒廃農地と言いますか、耕作放棄地の全体調査については、国のほうでは、緑、黄色、赤という3区分にわけなさいということですのでございます。先ほど来、話をしているのは、トラクターで耕作可能な状態に戻せるというものを緑、多少アカシアとかが生えてきていて、トラクターではできないけれども、少し簡単な大型の機械と言いますが、場合によっては重機ということになりますけれども、そういったものを使うものを黄色、それからもう1つ、赤でございませうけれども、これは、農地であったものが今、現にもう山林化をしていて大きな木が生えてしまっていて農地に戻せないというものが赤という区分をしております。この赤の部分については、私ども、今回の対象としては考えておりません。むしろ、農地から外して山林にすべきだろう

ということで、農業振興地域の農用地の見直しを同時にさせていただいております。ですので、先ほど言いました緑と黄色の部分ですけれども、これを再生していきたいということです。もちろん、遊休荒廃農地の中には赤も含まれて、1つ構成しているということでございます。

**副委員長** わかりました。

**委員長** この際、10分間休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時26分 再開

**委員長** 休憩を解いて再開します。議案第7号について、御意見ありますか。なければ、議案第7号については、経済事業部に関係する部分の審査を終了します。なお、討論及び採決は全ての審査終了後に一括して行います。

#### 請願6月第2号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択を要請する請願

**委員長** 次に進みます。請願の審査を行います。当委員会に付託されました請願は1件であります。請願6月第2号JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択を要請する請願を審査いたします。事前に文書が配付されていますので、朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしの声がありますので、委員より質問、御意見ありましたらお願いします。

**中原輝明委員** 少し委員長にお聞きしたいが、委員長の立場でどんな考え方がありますか。経験が豊かだから、聞いてもいいでしょう。

**委員長** 一応当事者であります。23年前の国の施策によります民営化政策がありましたが、その中で、この意見書にありますとおり、1回解雇になりまして、国鉄から清算事業化の、JRに移る前に。その際に8,000人ほどの人間が不採用になりましたが、その不採用の中で当時の中曽根総理大臣、また藤森運輸大臣がりましたが、委員会の中で組合による差別はしないということで、一応、答弁をいただいているわけですが、その中で、8,000人の人間のほとんどが国労と全動労という組合の組合員で、ほかの組合の皆さんは99パーセント以上が採用になりまして、そういうことで大変不公平があったということで、労働委員会等は認めているわけですが、この間の文書の中の判決文の中では、一応そのとおりであります。その中で、今、ほとんどが、この組合員の中でも、ほとんど九州、北海道の皆さんが、東京なり、都市圏への異動ができる方は、ほとんどの組合員が異動しています。残された1,047人の、ほとんど、その中では年寄りを抱えていたり、認知症の年寄りを抱えたり、子どもを持ったりとか、そういう方がほとんどであります。そういう中で、昔から言われていますが、組合の活動家で、それだからしょうがないではないかという話もありましたが、ほとんどの皆さんが普通の一般の職員でありましたので、そういうことで、これはどうだと、そういう意味も含めて何とかJRに戻して欲しいと、そういう運動を23年間やってきていて、そういう現状であります。

**中原輝明委員** それでは、事務局に聞くが、前段のこの前のときに、これは1回経済建設委員会でやったのでしよう。その経過を少し教えてください。

**議会事務局主事** 過去に、同様のＪＲ不採用問題の早期解決を求める意見書の採択を要請する請願が出ておりますが、経済建設委員会では不採択として処理をされております。以上です。

**中原輝明委員** その不採択の内容というのは、具体的にはわかりますか。わからなければいいです。

**柴田博委員** 紹介議員もいらっしゃるようですから、紹介議員にお聞きしたいと思うのですが、いいでしょうか。

**委員長** はい。

**柴田博委員** 具体的に、一番下のところで、人道上の見地から解決に向けた協議を促進すること、ということが書いてあるのですが、具体的にはどういうふうにしてほしいということなのか、その辺の説明をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

**委員長** それでは、説明員のほうから。

**古畑秀夫議員** この問題はずっと長くなりまして、もう２３年という長い年月が経過しているということの中で、年齢的にも高齢化をしてきているということ。それから、もう一つ、ここにも、中段から少し下のほうに東京高裁の南裁判長が、この問題の早期解決に当たって、いわゆる裁判以外での解決をぜひ図ってほしいというような形の、早期解決も含めた異例のコメントを出したということの中で、国の政策の中で起きたこういう事件でありますので、政府の責任で、政府が中に入って政治的な解決をしてほしいということでございます。

この人たちは、今、アルバイトをやったりとか、いろいろな形で生計を立てているわけですが、どうしてもまだ６０歳を過ぎて年金という人たちは別にして、雇用の問題が残りますし、年金の問題も、人によっては掛けていない、生活上掛けられなくて掛けていないという人もいるという状況などありまして、そういった問題も含めてということでございます。

もう一つ、解決金と言うか、そういうことで裁判所から出されているのは、１人が５００万円の解決金をということで、東京地裁、東京高裁の中では出されているということで、そういった問題も含めて、政治の責任で解決をしてほしいということでもあります。

それからもう一つ、ＩＬＯなども７回に渡って勧告を出しておりまして、日本政府の責任で早期解決を、人道上の見地から図って欲しい、図れということで、７回に渡って日本政府に求められているという、そういう背景もありまして、こういうことで早期解決を図ってほしいということでやっておりますのでお願いします。

**柴田博委員** もう少し聞きたいのですが、当事者の方たちは平均年齢で５５歳にもなっているということなのですが、解決金も含めて、さかのぼって採用しろという、身分も含めて、そういうこともあるわけですか。

**古畑秀夫議員** これからの話し合いの中ですが、ＪＲへ戻りたいというふうに希望されている人もおります。それから、事業体ということで、自分たちで会社と言うか、小さな会社を興して掃除とか、自治体からのいろいろな公園整備とか、いろいろなことをやっている組織もありまして、それぞれ具体的にはＪＲへ戻ってほしいという人、それから今言ったような形で自治体から協力をいただきながらその事業を、ＪＲへはもう戻らないで、そういう事業を継続していきたい人とか、それぞれ人によって、そして、アルバイトに行ってもアルバイト先で、もうここで私はいいですとか、いろいろな方たちがおりまして、できる限りそういう希望の中で、政治が中に入っているということでもあります。全員がＪＲに残してほしいというような状況ではありませんが、いずれにしても雇用の問題も解決しただけで、雇用はそのまま何もなしで、解決したものの路頭に迷うという状態

にならないようにということでは求めています。以上です。

**五味東條委員** 私は、この問題は一企業の問題だと思うのです。要するに、採用、不採用というのは、そのいわゆる会社が決めることであって、それについて、こういう申請をしていますということに対しては、私は、不採択という気持ちであります。

**丸山寿子委員** 労働問題は、とかく個人的なものというふうに今までとらえられがちであったり、また、ひとつの企業のというような、そういう発想もあるかとは思いますが、やはり1つの事例が全ての労働者の処遇だとか、安定性に関係することであるとか、ここにもありますけれども、人道的なというふうなことがありますけれども、そういったことの全てに波及していくことであるというふうに、私は思っています。なので、形ですとか、内容というものは違うにしても、今のこの時代になりまして、例えば正規雇用と非正規雇用のことですとか、派遣切りのことですとか、非常に世の中でそういったことの労働に関することについて、やはり全体でそういったことを、人間の生活の基本ということを、今、考えられているこういう時代に、やはり、ILOのほうからも配慮すべきというようなことが言われていたり、また、東京高裁のほうの判決のこともありますので、私はこの1つの企業のこととか個人のことというようなとらえ方ではなくて、やはりきちんと労働者のことを考えた、そういった立場の中で、やはりきちんと意見書を上げていくべきと考えますので、私は採択に賛成です。採択のほうの意見です。

**委員長** 今、質疑のほかに討論のほうも入っておりますので、含めて皆さん、ありましたら。

**中原巳年男委員** 結局、8,000人近い職員が不採用となって、そのうち1,047人が解雇されたということなのですが、なぜ解雇、国労だったから解雇されたということですか。明確な理由がそこにあるわけですか。紹介議員にお伺いしますが。

**古畑秀夫議員** 約8,000人の方がJRへ希望しながら不採用になりまして、その後、国鉄清算事業団という所へ3年間入って、そこで再就職のあっせんがありました。それで、再就職をしていきまして、結果として、先ほど委員長のほうからもありましたように、JRへの採用で東京とか大阪のほうへ出てくる人たちも当然いて、採用されたわけですが、家庭の事情があってどうしても地元を離れられないという、特に北海道、九州が中心でしたから、地元を離れられないという状況があったという人たちが、結果的に残って、家庭を守りながらということで残った人たちが、3年間の期限が過ぎたということで国鉄清算事業団から解雇されたということですが。

採用の段階で、国鉄からJRへ移る段階で、先ほど委員長も言ったように、国労を抜いたり、国労以外の職員は99パーセント、配置雇用をした人たちを除いて全員採用になりまして、それから、国労、全動労という組合に所属していた人たちは、30パーセントから40パーセントしか採用にならなかったという、そこに採用差別があったということで、ずうっとこの間争ってきて、それから、我々は国鉄の業務を全て、資産も含めて引き継いでいるJRに雇用を求めるべきではないかと。もう国鉄そのものはないものですから。そういうことで、一体、同一性ということで、一体のものであるということで、それもずっと今までの判例の中では、それが通ってきたということが現実としてありまして、そういうことで争ってきたのですが、結局、地方労働委員会、中央労働委員会という労働委員会の中では、全て我々の主張が認められて救済命令が出されたわけですが、その後、東京地裁、高裁、最高裁ということで五審制を通過して、やっと18年ぐらいですか、経って、ようやく出た中身が、JRには責任はないけれども、採用名簿を作った国鉄の責任だという、そういう判決が最高裁で出されたというの

が、ここに書いてある、少しわかりづらい文章ですけれども、そういうことで書いてあるということで、採用の段階でそういう差別があったということで、それを救済してほしいということ、ずっとこの間求めてやってきたという中身でございます。以上です。

**中原巳年男委員** 採用の名簿というものを国鉄で作ったということですか。

**古畑秀夫議員** JRということで、設立委員会というものが、当時ですけれども、作られました。JRへの移行に当たっての設立委員会というものが、ですけれども、実際にどういう、私も補足説明のときに言いましたように、国鉄からJRへ移る段階では、一たん退職して新たに採用し直すということにしたものですから、国鉄で働いている人たちが、この人がどういう人で、仕事をきちんとやるかどうかということを含めて知っているのは、国鉄の人たちが知っているわけです。ですから、そこで名簿を作ったけれども、その時に参議院の、当時そういうことが予想されたものですから、参議院の中で付帯決議が付けられまして、労働組合の所属によるそういう差別はしてはならないということや、当時の橋本という運輸大臣でしたが、あと総理大臣をやりました橋本さんなども、そういうことがあってはならないということ、運輸大臣として明言をしていたということであったわけですが、結果的には、そういう差別が行われたということでもあります。

**中原巳年男委員** だいたいの流れはわかったのですが、今現在、やはり松本に勤めていた人間が、松本でその会社の仕事がなくなったので広島とか岩手へ当面異動をしるということで、実際私の知っている人間も異動しているのです。それで、単身赴任だったりというような形で異動しているという中でいくと、この1,047人の気持ちとかもわからないわけではないのですが、やはり、それを今の現状の中で、厳しい世の中の中で考えたときに、やはりこれは止むを得なかったのかなということで、私はこれに対しては不採択という考え方をしています。

**柴田博委員** 私は、1つは、説明の中で国鉄がつくった名簿の中から採用されたのが、ほかの組合は99.9パーセントだけれど、国労だけは低かったというようなところに問題があるというふうに思いますし、まして、国鉄が勝手に民間企業であるJRになったわけではなくて、国の方針として、国の施策としてそういうことが行われたということからいけば、当然これは政治の問題として、政治の責任で何とか解決しなければいけない問題だというふうに思います。今までに塩尻市議会で不採択にした経過もあるようですけれども、改めて自分でもインターネット等を通じて資料を読んでみましたけれども、やはり、これはきちんと国が面倒を見ると言うか、国が国の責任で解決していかなければいけない問題というふうに、私は思いましたので、この問題については意見書を、やはり塩尻市議会として出していくべきだというふうに思います。そういう意味で、私は採択すべきだというふうに思います。

**委員長** ほかに、ほかにないですか。では、質疑、討論を終了します。採決に入りますが、不採択と採択、両方の意見が出ておりますので、挙手をお願いします。なお、挙手をされない場合は、不採択とみなしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、採択に賛成の皆さんの挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

**委員長** それでは、挙手少数ということで、当委員会の審査結果は不採択ということで、請願平成21年6月第2号については不採択と決しました。

## 陳情 6月第1号 最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情

**委員長** 次に進みます。次に陳情の審査を行います。当委員会に付託されました陳情は1件であります。陳情6月第1号最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情を審査いたします。なお、事前に文書が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** では、そういうことで、直ちに委員より質問、意見を求めます。

**柴田博委員** 一番最後のところに、別紙の意見書を提出するよう陳情しますということですので、その意見書を読んでみないと何とも言えないと思いますので、資料として配付していただきたいと思います。

**委員長** それでは、事務局、別紙も。

**議会議務局主事** はい、配付します。

**委員長** 事務局から朗読をしてもらえますか。

**議会議務局主事** 朗読をということですので、朗読させていただきます。

最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書(案)。景気の急速な悪化を受け、企業経営も労働者の暮らしも深刻な事態に直面している。政府も大型の補正予算を組んで、雇用対策や中小企業対策を打ち出している。しかし、融資や補助金をいくら増やしても、消費が活性化しなければ経営の展望は開けず、地域経済も活性化しない。世界的金融危機で輸出先国の経済は打撃を受け、景気回復には内需が決定的役割を果たす。雇用対策と同時に、貧困層を救う所得保障が必須であり、その代表的施策である最低賃金改善の重要性が増している。この見解は、3月29日にイタリアで開催された主要8カ国G8労働大臣会合でも確認されている。ここ数年続いた好況期、日本では働く貧困層が急増し、労働者の3分の1超が年収200万円未満である。彼、彼女等は、各産業の各現場で懸命に働き、企業利益に貢献したが、低賃金ゆえに十分な貯蓄もできず、解雇されるや、生活困窮に陥っている。今の最低賃金は、最も高い地方で時給766円、低い地方では時給627円。底支えというより、賃金抑制の役割を果たしている。これでは内需は冷え込むのも当然である。最低賃金の引き上げは、貧困対策のみならず、景気刺激策としても有効である。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財など、中小企業の製品を地域で購入する傾向が強いからである。不況により、企業の「支払能力」は低下しているが、今の最低賃金はあまりに低く、08年(平均16円)程度の引き上げでは、中小企業にとっても「ほとんど経営に影響はなかった」と言われる(全国中小企業団体中央会の調査より)。更なる大幅な引き上げが可能ということである。公正取引確立の点でも最低賃金は重要である。最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係や競争入札の力学の中でも、貧困が生み出されないようにし、適正利潤を含んだ単価設定が可能となる経済社会を実現するべきである。労働基準法は、第1条で「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、最低賃金と生活保護との整合性をうたっている。低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくし、早急に日本経済を景気回復への道へと方向転換させるため、下記の内容を早期に実現するよう、意見書を提出する。

1 政府は、下請取引適正化の推進と、最低賃金の底上げとをあわせて推進することで、まともな単価で公正な取引がなされる経済環境を実現すること。

2 政府は、今年度最低賃金の改定にあたっては、改正最低賃金法の趣旨をふまえ、「誰もが最低限度の生活ができる賃金が確立されること」を目標に、早急に時給1,000円以上が達成される道筋を検討するよう、中央最低賃金審議会に諮問すること。

3 公正競争確立のため、全国一律最低賃金制の法制化を検討すること。

4 政府は、企業に対し、労働者の雇用維持と安定雇用の創出を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

内閣総理大臣及び厚生労働大臣宛てとなっております。以上です。

**委員長** それでは皆さん、委員のほうから意見がありましたら。

**五味東條委員** ここで、一応時給764円、低い所で627円ですか。この賃金が、結局、低い低いところに書いてあるのですが、例えば、これで早急に時給1,000円以上に上げた場合に、日本の企業は、よけいに海外進出の形になってしまうと思うのです。要するに、衣服にしても、あるいは何にしても、要は、海外で生産したほうが人件費が安いものだから、結局、経営者はみんなそういう所でやっているということで、決してこの最低賃金を上げるということは、日本の場合には良くないと、私は思います。いずれにしても、1,000円以上を達成する道を検討せよということになると、会社の経営者としては相当の打撃になる。ここには、ほとんど影響がないと言われているのだけれど、16円だって相当影響があると思います。そういう面では、これに対しては否決。あげる必要はないと私は思いますので。

**柴田博委員** 担当部署でわかったら教えてもらいたいのですが、現在の長野県の最低賃金で計算すると、生活保護で最低限必要とされる保護費との関係でいくと、どういう関係になるか、わかれば教えてください。

**商工課長** 現在の長野県の最低賃金額は、平成20年10月16日から適用となっておりますが、680円でございます。これにつきましては、こちらの趣旨にも書いてありますとおり、生活保護法とか、そういった実態を踏まえて、審議会等で答申された額で、県の労働局長が定めた額でありますので、制度の中でのバランスにつきましては、審議経過の中でそのような検討がされているものと思われま。

**柴田博委員** 生保の関係を踏まえてというのは、これで計算するとだいたい同じぐらいになるということなのか、生活保護費よりも高くなるということなのか、その辺はどうですか。

**商工課長** 審議経過の中では、労働者の生計費とか、類似の労働者の賃金、あるいは通常の事業の賃金支払能力等が3要素になっておりまして、そういったことも生活保護、あるいは他の社会制度等も踏まえて検討ということになっておりまして、では、それがどれだけの率に至っているのかとか、高いとか低いとかいったものは、とらえているものは市の中にはありません。

〔「他市の状況を」の声あり〕

**委員長** では、他市の状況を。

**議会事務局主事** 最低賃金の引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情と同様の陳情が、他市に提出されているかどうかの調査の結果を発表したいと思います。受理した市が5市ございます。同様の趣旨の陳情を受理した市が5市ございまして、採択が1市、意見書がそのまま出ております。また、それ以外の4市については、現在審査前ということで対応しているとの回答が来ております。以上です。

**中原巳年男委員** 趣旨はわかるのですが、下の2番のところに、やはり、最低賃金を早急に時給1,000円、

それから3番の全国一律最低賃金制という、その部分については、少し問題があるのかなというふうに思うのですけれど。だから、趣旨採択でも良いのかなと。

**柴田博委員** 前にそういう記事を読んだことがあるのですが、最低賃金で本当に1カ月暮らせるかどうかということを実験したという記事を読んだことがあるのですが、それでは、生きてはいけるけれど、なかなか厳しいというのが実態だったように記憶しています。今、本当に低所得の方たちがふえて、年収が200万円にもいかない人が1,000万人を超えているという状況の中で、本当に、これは該当する人たちだけの問題ではなくて、これから先、例えば塩尻市にとっても、きちんと納税してくれる市民がふえていかないことには、地方自治体としてもやっていけない状況というものが出てくるというふうに思うのです。そういう意味からいったら、やはり、最低限度の生活が保障されるという意味からも、生活保護と同程度ということだとしても、やはり問題で、一所懸命働いてそこではやはり問題があるというふうに思いますので、すぐに1,000円以上になるかどうかは別にして、全国一律、一斉にすぐできるかどうかは別にして、やはり、人並みの生活ができるような最低賃金にしていくという必要はあると思いますので、私は、採択して、意見書としてはもう少し手直しをして、市議会として出すべきではないかというふうに思います。

**永井泰仁委員** いろいろな見方があるうかと思いますが、今の経済事情の中では、経営者も大変苦しんでいるし、それから、もちろん市民生活も、人勤等を見ましても、あるいは労務単価を見ても、下がる一方だということの中で、両方の苦しさがわかるわけであります。従いまして、私は、継続ということをお願いしたいと思いません。

**委員長** それでは、今、継続が出ましたので、一応ここで、継続についてのみ採決したいと思いますが、今、継続審査の意見が出ましたが、継続審査に賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

**委員長** それでは、継続少数ということで。

次に、先ほど趣旨採択の意見が出されましたが、趣旨採択とする意見と。

**丸山寿子委員** 継続するかしないかは、今継続が1人だったので、それについてはもう終わって、まだ先ほどの議論の続き。

**委員長** そうすることで、では、継続はなしということではありますが、ほかに御意見ありますか。

**丸山寿子委員** 今、失業の問題ですとか、いろいろな労働の問題が、本当に多くみんなの意識の中にあがっているところなのですけれども、日本の特徴として、失業した時にいきなり路上生活になってしまうというような人が、非常に、世界の中でもまれに見る現象で、セーフティネットなどのことがしっかり対策がなされていないというようなことが、諸外国と比べられて言われておりますので、私は、本当に、こういった意見書を市議会として上げていくことは大切であり、採択をしたいと思うのですが、先ほど来、出ておりますけれども、時給1,000円というような言い方を、金額的に上げていくこと、あるいは全国一律、もちろん、全国的に最低賃金のこともしっかりとなっていくと良いとは思いますが、やはり、地方地方と言いますか、大都市と地方都市とか、生活の費用が違うということですから、さまざまありますので、その辺につきましては、意見書については配慮をしながらも、私は採択をしたいというふうに思います。

**委員長** ほかに。それでは、ここで質疑、討論を終了します。一応、趣旨採択、採択、不採択と3つの意見が

ありますが、まず最初に、趣旨採択の意見が出されていますので、趣旨採択についてお諮りいたしますが、趣旨採択に賛成の。

**柴田博委員** 待ってください。趣旨採択と採択の違いはなんですか。採択ということになるのではないですか、結局は。意見書を出すかどうかは、また別問題として、趣旨はわかったということであれば、どちらが趣旨採択で、どちらが採択かと言われればわからないけれども。

〔「趣旨採択と言われたところを削除しなければだめだ」の声あり〕

**委員長** 意見書を出すか、出さないかがある。趣旨採択の関係は、趣旨は採択するが、意見書は出さないという、そういう関係もあるものですから、3通りあるということなのです。

**中原巳年男委員** では、私は不採択のほうへ移ります。

**委員長** 今、採択と不採択がありますので、そちらのほうで採決をいたしたいと思います。採択に賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

**委員長** それでは、挙手少数ということで、陳情第1号は不採択ということにいたします。それでは、ここで、一応経済事業部の審査は終了しますが、ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時09分 再開

**委員長** 休憩を解いて再開します。審査に入る前に、委員が交代していますので、土木と水道関係の職員の紹介をお願いします。

〔職員自己紹介〕

**委員長** 水道事業部の関係は、今回、審査がありませんので、関係ない方は退席してもけっこうです。

**議案第7号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費1目商工総務費のうち商工総務事務諸経費を除く)、8款土木費**

**委員長** それでは、建設事業部関係の審査を行います。説明を求めます。

**建設課長** 議案第7号の補正予算です。19ページからごらんいただきたいと思います。8款土木費、道路橋梁費中2目の道路維持費4,900万円の補正計上をお願いするものであります。これは、国の追加経済対策に伴います地域活性化経済緊急対策臨時交付金を融資する補正でございます。予定では、16カ所、予定してございます。維持改良工事16カ所のうち、新規8カ所を予定しています。平成20年度3月に計上しました前倒し分とあわせまして、有効な予算執行をしまいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次のページでございます。河川費の河川維持費で、河川維持諸経費として備品購入費75万6,000円を追加計上するものでございます。これは県の単独事業でございます元気づくり支援金を受けまして、北小野の刈谷沢3号池の親水公園の整備のための備品類を購入するものでございます。市が利用主体で運営いたしますけれども、実際の公園の管理は県と管理協定を結んでおります古町区が行います。この予算でチェーンソー5台、それから動力刈り払い機10台の購入を予定しております。以上です。

**広丘駅整備推進室長** 引き続き21、22ページをごらんいただきたいと思います。土木費、4都市計画費、3街路、それから13節委託料でございます。広丘駅整備推進事業でございます、広場整備工事150万円を削り、事業再評価業務委託料150万円に振り替えるものでございます。説明を申し上げますと、平成21年度、通常事業補助金交付に当たり、新たな将来交通需要推計及び費用便益分析マニュアルによる事業再評価、いわゆるBパイク、要は投資効果、これを、この事業が本年度最後になるものですから、添付しなければ補助金対応ができないということで、委託をいたしまして最後に評価をするものでございます。これにつきましては、2分の1の国庫補助がつくということでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

**委員長** 委員より質問を求めます。

**柴田博委員** 今の広丘駅周辺整備の関係ですけれども、この再評価の関係の書類がないと補助は受けられないということなのですが、これは当初からわかっていたことではないですか。

**広丘駅整備推進室長** 国よりの県への通知が、平成21年2月21日付けでございます。当初はなかったものです。いわゆる、はっきり言えば景気対策でございます、官僚さんが考えたことだということで、そういう業者のほうへ委託をして景気対策の一環とするというふうに考えております。

**柴田博委員** 広場整備工事のほうで150万円減額の中身は。

**広丘駅整備推進室長** 全体的な費用の中のを精査して、全体には影響のない範囲で150万円を削って、全体事業費は変わらない中で行うということでございます。

**永井泰仁委員** 広丘駅西側広場の県道南原広丘停の所ですが、県のほうで側溝を入れるような話でしたが、問題はその流末の浸透ますが飲める、飲めないというような話が出ておりましたが、その後、県のほうとます付けのことで話が進展したかどうか、おうかがいをします。

**都市づくり課長** 5月に県松本建設事務所長をはじめ関係の方に現地を見ていただいております、まだ、最終的に本年度事業を行うというお返事は聞いておりません。それについては、ぜひお願いしたいということで要望を引き続き、現地でさせていただいておりますので、そのようなことで、現在はまだ回答は来ていないということでもよろしくお願いしたいと思います。

**永井泰仁委員** ぜひ、松建のほうへ積極的にアプローチをしていただいて、それから、浸透ますが飲めなければ、広丘支所の敷地は市の敷地ですから、駅北の区画整理をやった太田井堰のほうへ抜けるU字溝の所へセットすれば、そう大きな問題には発展しないと思いますので、ぜひまた強力に。あそこの所は、東から西のほうへ1本、雨水が抜けていだけで、集中的に降った場合には、あの辺が飲みきれないことも将来的には想定されるので、ぜひ松建のほうへ強力に要請して欲しいと思います。要望でいいです。

**丸山寿子委員** 工事に伴うばかりでなくて、まだ整備がしっかりされていないからなのですが、補正予算の広丘駅に関連してなのですけれども、野村の信号機のところの歩行者の渡り方が、前は非常に危険で、今は前よりは解消されたようではありますけれども、きちんとわたっているようなのですが、その辺、安全対策と言いますか、市のほうとしての働きかけと言うか、どのような状況でしょうか。前ほどの斜め横断はなくなってきてはいるようなのですけれど。

**広丘駅整備推進室長** 国道ですか。国道の野村の交差点。あそこに看板を立てて注意するようにはしております、国道が4車になれば、もう問題ないわけなのですが、今、ああいう状態になっておりますので。交通指導員

もあそこに立ってやっていただいた経過もございます。工事業者のほうにも、そういう話をしていますので、前に一時、少しマナーが悪い、斜めに自転車でデーっと渡ってしまうというようなことはあったのですが、最近はそういう話は、あまり聞いておりません。いずれにしてもまた、工事の時には、警備員等もはりつける時もございますので、注意しながら、また指導員のほうも確認してもらいながら、安全工事に努めるとともに、事故のないようにしていきたいと思います。

**永井泰仁委員** 今度は広丘駅の東口ですが、あそこへ築造だか、仕上がってきたか、駐輪場の関係ですが、いつ頃から供用開始ができますか。

**広丘駅整備推進室長** 今、駐輪場の前にシェルターができて、きのうサンコーさんから駅の間、土留めができて、あと、平板を張りまして、工事の切り替えをしていきます。その切り替えがほしい8月頃になりますので、8月の中旬、お盆過ぎには全て新しくできた駐輪場のほうへ移行するという形の中で工事を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**永井泰仁委員** それと、その南の所の長野いすゞが店舗が閉鎖のようになっていますが、あそこはやはり、広丘の東が将来タクシー乗り場とかそういうものが更に欲しいというような要望の時には、あの南側の土地を公社なり、市で持っているような形にすればいいと思いますが、そういう買うような構想とか、具体的な話とか、そういうものはないですか、市のほうでは。

**広丘駅整備推進室長** 私どものほうで把握している話の中では、今のところ、聞いておりません。

**永井泰仁委員** できれば、広丘駅の東口の当初のときに協力してもらえれば、もっと広い広場できちんとした形だと思いますが、今回の事業はこれで、平成22年度で終了というようなことですが、将来の東口のことを考えたときに、あそこのいすゞの用地がうまくまた公社等で買えれば、買っておいでもらうのも1つの方法かなと思います。これもまた要望にしておきますので、また検討してもらえればと思います。

**中原輝明委員** 20ページの下段だが、新規に16カ所道路維持改良工事をやったと言っただけけれども、新規ではどこを入れたのですか。

**建設課長** 補佐のほうから説明させます。

**維持係長** 大門七区の今のピンクマンションの所なのですが、その雨水の排水の処理と、それと、吉田四区なのですが、市道吉田原東3号線の、今の四ヶ堰の所の橋が狭いものですから、その拡幅。そして、市道高ボッチ線の道路の改良です。地区要望につきましては、桔梗ヶ原なのですが、市道大乘寺東線なのですが、その浸透ますの設置工事、そして、贄川地区なのですが、市道折戸線なのですが、その自由勾配側溝の布設。そして、日出塩地区なのですが、市道日出塩旧国道線の市道の側溝布設替え工事です。大きい所はその所でございますので、お願いをいたします。

**中原輝明委員** 聞いてわかったが、問題は維持工事の場所を決定するのに、私の所ではないけれど、洗馬地区にもそのような所があるものだから、言わなければわからなければ言ったが、言わなくてもわかると思うが。そういうものを目線がどこにあってやっているかということトップに聞きたい。目線、各地区から要望が出ている、その箇所をどういう感覚で設定しているか。市会議員の連中が行って、やれやれと言えばやるのか、黙っていても、その目線を見てこれはやらなければいけないと皆さんが判断するのか、どちらですか。これをはっきりしてください。

**建設事業部長** 事業選択の優先ということでは言われましたけれども、地区要望等も、まずは区長さんのほうから上げていただいている地区要望、これが一番のメインになります。それと、もう1つは、ほかの事業との関連の中から、今回の大門の跨線橋西の交差点改良に伴うものだと、そういう部分の関連等の事業もございます。全体的な状況の中で検討させていただいて選定をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

**中原輝明委員** それだけでは納得できない。それは、冗談にしても、何にしても良いが、まだほかに余裕があるかないか知らないけれど、本当は相談に行くか、ものを言うかで、またやってもらうように頼みます。今までの経過でいろいろ引っ張っているようだけれども、そこが全然目に見えないか、見えてもいないか、その辺のことを考えてもらいたいということで、要望しておきます。

**中原巳年男委員** 今、ピンクマンションのところの話がありましたけれど、あそこは確かにこれからの時期、しょっちゅうあふれるのです。それで、JRの下のトンネルのほうへ水がたまらない方法というものが、これで対応できるのかどうかは、どうなりますか。

**維持係長** 先ほど言いましたけれども、JRの近くに、取水ポンプを据えまして、そちらのほうからピンクマンションのほうへ圧送して、今回布設しようと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**中原巳年男委員** それは、ある程度水がたまると自動で動くという仕組みのポンプですか。

**建設課長** 水がたまれば自動的に動くようにしたいと思っておりますので、お願いします。

**委員長** ほかに、なければ、これで終了ですが、議案第7号については、説明、質疑が終わりましたので、一括して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、一括して採決します。議案第7号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしということで、全員一致をもって議案第7号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費1目商工総務費のうち商工総務事務諸経費を除く)、8款土木費について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

#### 議案第8号 高校北通線橋梁上部工事請負契約の締結について

**委員長** 次に移ります。議案第8号高校北通線橋梁上部工事請負契約の締結についてを議題とします。説明を求めます。

**建設課長** 平成21年度のまちづくり交付金事業でありまして、施行をいたします。都市計画道路高校北通線の橋梁上部工、契約金額1億5,582万円をもちまして昭和コンクリート工業株式会社松本営業所を相手方として請負契約を締結することにつきまして、議決を求めるものでございます。

まず、工事の概要から説明させていただきます。関係資料をめぐっていただいて、ここにもございますけれども、1ページの下の方でございます。橋梁上部工、3径間連結PCプレテンションのT桁。Tというのは、桁の断面がT型という意味です。施工延長が63メートルで、幅が11.65メートルです。

次のページをごらんいただきますと、位置図がございます。上が北方向です。右下あたりに塩尻消防署という表示がございますけれども、高原通り西側、今のレストランフライパンさん、それから永原酒店さんを挟んで、道路が一周延びております。JR側の道路の所に、手前から橋梁が始まりますけれども、この上部工を施工するわけでございます。上部工事は3年がかりでございます、平成19年度に篠ノ井線の直上部から始まりまして、平成20年度までには西側のほうの上部工は全て終了しております。今年は、この東側の工事で最後になります。あと、本年度中に、残っている道路工、それから舗装工事の全てを完了させる予定でございます。

戻っていただきまして、関係資料の2でございますけれども、契約の概要でございます。(2)にございますように、一般競争入札を去る5月28日に執行しましたところ、8社が応札をいたしました。この8社中3社がプレストレストコンクリート工事の専門業者でございます。ほかの5社はゼネコンです。なお、県内に本社のある会社は、ゼネコンの2社のみでございました。入札の経過を申し上げます。予定価格2億2,100万円、これは消費税抜きでございますけれども、最低入札価格が昭和コンクリート工業株式会社松本営業所、1億4,840万円、予定価格の67.15パーセントで入札されました。この入札価格は、税込みで議案のところにあります1億5,582万円となります。低入札価格の調査基準の76パーセントを下回ったということで、直ちに入札の執行を保留いたしました。なお、この業者以外に3社が、予定価格の75パーセントを割っておりました。要するに、応札した8社のうち半分は低入札の札を入れたという状況でございます。

その後の対応でございますけれども、最低入札者の昭和コンクリート工業から直ちに資料の提出を求めまして、更に説明を聴取しての、いろいろな調査を実施いたしました。その後、6月4日の、最終的には公正入札調査委員会で、これは庁議のメンバーがおりますので、契約の履行は可能であって、十分な品質が確保できるという判断が出されまして、6月9日に仮契約に至りまして、今回の追加議案でお願いすることになりました。

それでは、契約履行可能とされた判断理由でございます。これも、過去に類似工事をやってきておりまして、施工実績等を考慮しながら、更に、品質の確保ですとか、安全管理上の問題も精査をいたしております。これまでの上部工は平成19年、20年の2回とも全て専門業者が低価格で落札しております。これは、PCコンクリートの製作架設工事というのは極めて、昨年も同じ説明をしたわけですが、受注構造が特殊なところがありまして、過去の例でいきますと、平成19年度、予定価格の59.55パーセントで、今回の昭和コンクリート工業が受注して施工しております。昨年、平成20年度は、67.6パーセントで株式会社日本ピーエスが受注して施工しております。この工事成果でございますけれども、両者とも甲乙つけがたい良好な高品質でございました。

今回の入札で、昭和コンクリート工業67.15で入札し、そのコンクリート工業の説明によりまして低価格の理由でございます。1つに、全国的な業務展開をする中で、4月から11月にかけての受注が極端に少ない、12月から冬場に集中する。これは、昨年、低入札をしました日本ピーエスも同じことを言っておりました。これは、全国的な傾向のようです。技術者は十分あるものですから、企業利益は薄くても夏場を中心にした受注を積極的にしていきたいということでありました。それと、もう1点は、専門業者でございますので、自分の工場が新潟県北蒲原郡聖籠町というところ、新発田の近くださうです。そこで製作いたしまして、そこは港の近くですから、当然生コンのプラント等がその工場の中に入ります。自社のプラントから資材のほとんどを供給するというので、それと合わせて製作には熟練工が相当、今の時期なものですから、あふれている。それからも

う1つ、桁数が今回は33本ということでございます。ロットが大きいということで、その製作のヤード、製作工程の作業効率そのものが良くなるということでございます。スケールメリットを生かしければ、桁の製作関係は十分縮減できるという話でございました。

市の立場でもいろいろ精査いたしました。平成19年度工事、この会社は59.55で落札して施工しております。今回は67.15で、若干高めに見積もってきております。そういう中で、この間の物価変動等を考慮しても施工は十分にいけるだろうという判断ができました。それから、前回はそうでしたけれども、コンクリート以外の材料の調達につきましても専門業者でございます。有利な立場で安定した留保を確保していく、そのような判断をしております。総合的に経営能力は可能という判断に至ったものでございます。今回、地図でごらんいただけるように、現場は住宅が一番接近しております。一番、安全対策には気を使う必要がございます。契約締結をお認めいただければ、これまでの工事以上に入念な施工調整、工程調整を行った上で管理監督を行いつつ、安全かつ良好な工事成果を求めていきたいという考えでございます。審議のほどをよろしく申し上げます。

**委員長** それでは、委員のほうから質疑ありますか。

**中原輝明委員** 今、説明を聞いてよくわかったところもあるし、わからないところもあったのだが、ただ、ゼネコンと今工場を持っていて自分でやるという所が3社で、8社でやって、ゼネコンなどというのは工場を持たないで、工場へ出してはねているだけだから。そのようなものは、もう、入札に入れる必要はないではないか、ずうっとやっているのだから。それと同時に、私が言いたいのは収入役にもちょっと聞かなきゃいけないが、世の中の経済情勢がこれだけ圧迫されてきて、市内の業者はアップアップしているのです。それで、松本の連中と私は話、助役だか副市長とも話すのだが、松本は塩尻の業者を絶対に入れない。塩尻は松本の業者を入れるが、塩尻の業者はそれだけの力がないと言えないが、あって、できる工事は全部やらせなければだめですよ、松本の連中などを入れては、これこそ基本ですよ。どう考えているか知らないが、塩尻の業者が松本へ行っても、絶対入れてくれないのだから。松本の業者と同じレベルの塩尻の業者がいれば、その業者の中で入札してやってもらう。これが地域を活性化する原点だと思います、私は。その辺を考えてやらないと、本当に松本へ行ったら馬鹿にされている、塩尻の連中は、それで、あちらは全然入れないのですよ。こちらは、どんどん入れて。だから、塩尻の業者でできる範囲の工事そのものは、塩尻の業者にやってもらうという基本姿勢が、私は必要だと思う。

**収入役** 本会議でも、低入札の失格、あるいは、今、中原委員が申されたように、市内企業の貢献度を加味した受注機会をふやす、こういうことを提案いただきました。そういうことも含めて、これは重いテーマでありますから、審査会で十分検討して今後に向けていきたいというふうに思っております。また、そういう答弁もしたはずですが、ただ、低入札の失格の件については、現実にこういうことが起こっているわけです、今回のようなことが。そうすると、失格だよと言ってやってしまっ、市民益として良いかどうかということも非常にひっかかる問題がありますから、その辺も税の使い道として、即失格にするのか、2段階くらいにするのか、これは十分検討して良い方向へもっていきたいと思います。1点だけ、中原委員には申し訳ないですけど、塩尻の業者だけでできるものであれば、もちろんそうしていきますけれど、塩尻の業者だけでは技術力、あるいは今までの実績を含めて、手に負えない事業もあります。そういったこともあるものですから、業者の皆さんにも自身で力を付けてもらうということも時々言っていますけれども、要するに、低入札、失格とやってやっているけれども、自分たちも努力してもらわなければいけないということは申しあげておりますので、その辺も含めて趣旨は十分

よくわかっておりますので、時間をかけて検討していきたいというふうに思っております。

**中原巳年男委員** 今の中原委員の関連ですけど、松本市もそうなのですが、伊那市の場合はもっと極端で、大手が取りますね。そうすると、下請けを使うのなら市内の業者を使えということで、名簿まで渡して、これ以外の業者は下請けに使ってはいけないよと、はっきり市で言っているというのです。だから、伊那市外の下請けを使うと、取引がなかったら新しく築いて、伊那市内の業者を使えと、そこまでもう伊那市ははっきり、私もその文書を見せてもらったので。

**収入役** 本市においても全く同様のお願いはしております。ただ、名簿まで渡して、これ以外はだめだよとかいう締め付けは、そこまではやっていないと思うのですが。大きな事業で下請けを使う場合は、市内企業ということで要望はしております。ですから、もっと強くいける方途があれば、そういう選択も1つの方向だと思って、参考にさせていただきます。

**柴田博委員** 応札のあった8社のうち、3社が専門業者で、ほかはゼネコンということだったのですけれど、予定価格で考えれば、例えばゼネコンがもし取ったとしても十分やれる金額ということではあるわけですか。

**建設課長** これは可能だと思います。1社のゼネコンは低入札で入れてきておりますけれども。予定価格の範囲で、やればやっていけないことはない。ただ、たぶん、専門業者と組んで入ってきたのではないかとは思いますが。現場加工は少しむずかしい。

**柴田博委員** もしゼネコンがやる場合であっても、今回取った昭和コンクリートかどうかは別にして、専門業者と組んでやらなければできない仕事というふうに判断していいわけですね。ゼネコンだけで、自分の所だけでできるということでもないわけですね。

**建設課長** ゼネコンが、自社に大きなけたの製作ヤードをもっていれば可能です。今回、なぜそれが安くできるかという、ヤードがあって、新潟港が近くて、セメント船が横付けで、プラントになっているという、そういう構造を持っているので、今の価格になったと思いますけれど。そんな形で低入札になっているのではないかと考えています。それと、架設工事は、特殊作業員のとび職です。とび職をやはりそれなりの専門とび職を抱えておりまして、いろいろ話を聞きますと、日当などは全部見させてきました。チェックしました。高いです、こちらの積算の単価は、高いけれども作業効率は全然違うといったことです。そのような状況でやっている専門業者かなという判断をしましたけれども。

**柴田博委員** すると、これは工場で造ったものを現場へ持ち込んで、現場で組み立てるといふ、そういう形ですか。

**建設課長** T型は、橋げただけは工場で造ります。あと、下部工がありますので、下部工の上に乗っける支床という工事がありますね。架上に布設する。その工事が現場の工事で、あとは持ってきて乗っけるという工事です。地元の支床工と運搬と、それから大型クレーンで持ってきて据えつけるという、そういった分業になります。全て、それは警備会社に来て安全に設置させていただきます。

**永井泰仁委員** 設計よりも比較的安い単価で、専門性とか優位性があるわけですが、これは、そもそもの設計の業者はどこで設計したのですか。

**建設課長** 担当係長から。

**整備係長** 今、調べますので。

**委員長** ほかに意見があれば、なければ、それでは、暫時休憩します。

午後1時47分 休憩

午後1時55分 再開

**永井泰仁委員** 設計業者は調べるにしても、この六十何パーセントということで落札とは言いながら、私も本会議でやりましたけれども、ここのところ3、4年ずうっと、労務普通作業員の単価というのは下がってきているわけです。だから、相対からいくと、手間賃が5、6年前に設計したものと相当下がってなければいけないのですが、その辺が本当なら設計業者とよく連携をして、入札に付したものが本当に今時点で適正な価格かということ、それから、低入の場合にもチェックをしたと言うけれども、私は本当にまだ、設計書で当初設計に対して、今回出てきたものはどうかということをやっているかということもあるし、今、中原委員からも何トンの荷重の設計かということですが、それでは、この上部工のコンクリートはスランプはどのくらいのもので架設したか、答えられますか。

**委員長** 永井委員、今、休憩を解かないと。今、休憩を解いて再開しますので。それでは、係長、答弁をお願いします。

**整備係長** コンサルですけれども、東京に本社があります株式会社トーニチコンサルタンの中部支社、名古屋にありますけれども、中部支社のほうで設計をしております。以上でございます。

**永井泰仁委員** それで、今回、こういう工事の入札になったわけですが、この時の設計書というのは、最初の業者が作ったものをそっくり、その数値を参考にして入札にもっていつているのか、どういう形で市のほうは発注をしたのですか。

**整備係長** 先ほどの設計は、平成14年度に詳細設計を行っております。それで、現在、今年度発注したわけですが、全部、今年度の単価に置き換えまして発注をさせてもらっております。以上です。

**永井泰仁委員** 先ほども言いましたけれど、ここの上部工のコンクリートのスランプはどのくらいのもので設計をされていますか。

まあ、よく調べておいていただくということで、ただ、低入札だ、云々な単価と言っても、もう5年も6年も前にもとの設計ができたものですから、スライドはしてやっているとは言いながら、本当にこの設計図書をコンサルに任すだけではなくして、ある程度自分たちのものにして、これからやっておいてもらわないと、現場へ行って図面を見ても、割り合いに監督している人がわからないというような話も、最近、いろいろな工事の現場で聞いているものですから、ひとつ技術的な勉強を本当にしっかりやって欲しいなというふうに思います。

そのようなことと、それから、少し関連で、石井部長さんがいるので聞きますが、この前もそうですが、歯科大の西のほうの雨水の推進工法の所も、合流地点が80センチも最初から違っていたということで、会計検査のほうは下水ですから、ドリルロッドが大きいから飲めましたが、今度は、推進でやった部分が勾配が急すぎて、これの流速を下げる手立てを考えよということで、国土交通省のほうからも指摘されていると思いますが、その後は、どのような対応をされましたか。

**水道事業部長** 2つ案件がございまして、郷原トンネルの下を、下と言ったほうがわかりやすい、下を推進で2メートル30のヒューム管を通してあるわけでございます。470メートル。その工事の勾配がきついわけで

す。7パーセント強ありますので。勾配がきついということは、流速が速くなりますので、各所、要するに、マンホールの部分に行ってその水が当たりますと、コンクリートが磨耗するという、そういうことを指摘されているわけでございます。ですので、耐用年数45年もたないのではないのかと。要するに、コンクリートが水圧、水流で擦り切れてしましまして、今の建設省令で示してある耐用年数がもたないということを指摘されているわけです。

それと、もう1つは、推進の今の一番、要するに郷原トンネルを抜けた所、出たところですね、そこが一番推進が低くなります。それから奈良井川へ出て行く所の、それは普通、雨水管というものは自然流下、放っておけばそのまま自然に奈良井川まで行くという所が、87センチメートル、今の推進の底より上がった所からスタートして奈良井川へ向かっていくと。その部分がありまして、これは会計検査院と国交省からクレームがついておりまして、やり直しなさいということで来ますが、すでにあの部分だけで5億5,000万円、またやり直すと3億円。8億円もかかってしまうわけです、あの部分だけ、今の指摘された部分をやり直し工事をするということは、かかりますので、それでは水利計算上、それから今の磨耗度を回避するそれぞれの説明書を会計検査院と国交省に提出しました。会計検査院のほうは、塩尻市さんの水利計算で水が通ることならば、税金を無駄遣いしていないから、これは無罪放免ですということが、4月、会計検査院からは認可されまして、つい先週ですけれど、国交省からは、磨耗はあるけれど、今後10年スパンで磨耗度のチェックをしてくださいと。それを国交省に報告してくださいということになりました。それで、国交省のほうも無罪放免で、では、時にこれでいいでしょうと、ただ1つ、国交省からほめられたのは、塩尻市さん、よく経費を節減していただきましたねと。今の3パーセントの勾配でいくと、1億5,000万円余計にかかります、工事費が。そうすると、国交省は、7,500万円の補助金を出さなくていいということになりましたので、その面は、新しい合理化、省力化した工法としては、塩尻市さんはすばらしいことを全国に発信していただいたという、そういう評価もいただいておりますので、あわせて御報告申しあげます。ということで、かかったお金は1円も返さずに、今後、管理を十分するという条件を付していただきまして、会計検査院、国土交通省の許可をここでいただくということになりましたので、御報告申しあげます。御迷惑をおかけしました。

**永井泰仁委員** いい報告になったからいいですが、これがだめだという話をすると、すごく無駄な投資ということになった。それから、八十何センチというのも、最初の設計をする時から、あそこへ合流するのはだいたいわかっていたはずなので、だから、私が言っているのは、コンサルから上がってきたから何でも専門家だ、専門家だではなくて、ある程度職員もレベルぐらいはチェックするとか、あるいは、ここは大丈夫かと、そういうものをやっていかないと、先ほどの橋梁もそうですが、何でも専門業者が設計してあるから間違いなし、間違いなし、ただ、労務の単価賃だけスライドだけして入札すればいいということではなくて、やはり本当の基本の部分は、ぜひまた、難しいことかもしれませんが、しっかり担当課内の技術屋さんみんなて寄ってチェックをするような、そのようなことでしっかりやってもらいたいということで、要望です。

**水道事業部長** わかりました、ありがとうございます。

**委員長** ほかに、なければ、議案第8号については、議案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第8号高校北通線橋梁上部工事請負契約の締結については、全員一致をもって

可決すべきものと決しました。

以上で審査を終了しますが、部長。

#### 閉会中の継続審査の申し出

**経済事業部長** 閉会期間中の審査についてお願い申し上げます。経済事業部、建設事業部、水道事業部、それぞれの部の事項につきまして、閉会中の審査をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

**委員長** ただいま、継続審査の申し入れがありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し入れいたします。以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたい。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、理事者からごあいさつがあればお願いいたします。

#### 理事者あいさつ

**収入役** 提案いたしました全ての案件、原案どおりお認めをいただきましてありがとうございました。大変御熱心に、案件は少なかったわけですが、時間をかけて御論議いただきました。審査の過程でいただきましたそれぞれの御指摘された事項については、今後の経済建設事業に生かしていきたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

**委員長** 以上で、6月定例会経済建設委員会を終了いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時06分 閉会

平成21年6月11日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 今井 英雄 印